

## 7. 負担軽減、減額又は免除

要件に該当する世帯は、申請により学童保育料の減額・免除を受けることができます。減額・免除をご希望される場合は、申請に必要な書類をご提出ください。適用結果については、後日通知にてお知らせ致します。

### (1) 要件・提出書類等

「保育料減額・免除申請書」に必要な事項を記載し、必要に応じて添付書類を添えて、子育て支援課に提出してください。

【オンラインサービス⇒申請書ダウンロード⇒子育て・保育に関する申請書⇒学童保育クラブに関する申請書】

減額・免除	減額後の保育料	要件	申請に必要な添付書類	減額・免除の該当期間
減額 (100分の50相当額)	4000円	①令和2年度区市町村税の所得割額が世帯全員の合計で1万円以下の世帯	基本的に <b>添付不要</b> →目黒区以外で課税されている場合、その区市町村が発行する令和2年度課税証明書	申請月から 令和3年6月分まで 令和3年7月に再度申請が必要です
		②就学援助費を受給している世帯	基本的に <b>添付不要</b> →目黒区以外で受給している場合、就学援助費の受給状況がわかる書類	申請月から 令和4年3月まで
免除 (全額)	0円	③生活保護費を受給している世帯	基本的に <b>添付不要</b> →目黒区以外で受給している場合、生活保護費の受給状況がわかる書類	申請月から 令和4年3月まで
		④令和2年度区市町村税が非課税の世帯	基本的には <b>添付不要</b> →目黒区以外で課税されている又は非課税となっている場合、その区市町村が発行する令和2年度課税又は非課税証明書	申請月から 令和3年6月分まで 令和3年7月に再度申請が必要です
		⑤令和2年度区市町村が均等割のみ課税されている世帯		申請月から 令和3年6月分まで 令和3年7月に再度申請が必要です
		⑥子どもが3人以上いる世帯で、学童利用児童が第3子以降の場合	基本的には <b>添付不要</b>	申請月から 令和4年3月分まで

※添付不要の場合でも、「保育料減額・免除申請書」の同意欄に署名がない場合は、添付書類が必要になります。

下記に該当する場合は、手続き方法が異なりますので、申請に必要な書類をご確認ください。

※下記⑦又は⑧の要件の場合、「保育料減額・免除申請書」の提出は必要ありません。

減額	減額後の 保育料	要件	申請に必要な書類	減額・免除の 該当期間
減額 (100分 の50相 当額)	4000円	⑦弟や妹が保育園等に在籍 している場合	・目黒区の認可保育園等に在籍で、 「学童保育事業利用申請書」裏面の 同意欄に署名がある場合、 → <b>書類不要</b>  ・認可外保育所等に在籍、区外の保 育所等に在籍、又は幼稚園等で預か り保育を利用している場合、 →「 <u>在籍証明書</u> 」(※目黒区ホームペー ジからダウンロードできます)。	令和3年4月分から 令和4年3月分まで
		⑧子どもが2人以上学童に在 籍している →2人目以降のお子様の保育料 が減額されます	申請は必要ありません	令和3年4月分から 令和4年3月分まで

## (2) 減額・免除の開始月

申請された日の属する月以降の学童保育料が減額又は免除されます。なお、減額・免除の申請は、年度ごとの手続きが必要です。手続きが遅れた場合、遡って学童保育料の減額・免除とはなりませんのでご注意ください。

また、税に関する減額・免除①④⑤について、4月に申請した場合、適用されるのは申請月から令和3年6月分までです。令和3年7月分以降については、再度「保育料減額・免除申請書」の提出が必要です。

## (4) 減額・免除の要件が変更・消滅した場合

お子様が学童保育クラブ在籍中に学童保育料減額・免除の要件に変更があった場合は、速やかに子育て支援課児童館係へご連絡ください。